

平成 29 年 3 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

3月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第9号	八戸市立公民館長の委嘱について	1
議案第10号	八戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について	3
議案第11号	八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	9
議案第12号	八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について	13
議案第13号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について	17
議案第14号	八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について	19

議案第9号

八戸市立公民館長の委嘱について
八戸市立公民館長に別紙の者を委嘱する。

平成29年3月22日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市立公民館長の委嘱期間満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

公民館名	氏名
小中野公民館	奥山二三夫 おく やま ふ み お 夫
白銀公民館	竹生りえ子 たけ お 生 り え 子
鮫公民館	島脇通保 しま わき みち や す 保
上長公民館	目澤伸一 め ざわ しん いち
柏崎公民館	鶴飼千年 つる がい ち とし 年
大館公民館	高橋芳久 たか はし よし ひさ 久
下長公民館	菊池高晴 きく ち たか はる 晴
吹上公民館	阿部憲行 あ べ のり ゆき 行
湊公民館	大久保伸夫 お おく ぼ のぶ お 夫
是川公民館	荒屋敷秀俊 あらかやしき ひで とし 俊
館公民館	貝吹賢一 かい ふき けん いち
根城公民館	新井山雅行 にい やま まさ ゆき 行
三八城公民館	石橋元生 いし ばし ちか お 生
江陽公民館	田邊隆 た なべ たかし 隆
長者公民館	福田文弘 ふく だ ふみ ひろ 弘
田面木公民館	三笠秀子 み かさ ひで こ 子
市川公民館	金濱金光 かね はま かね みつ 光
南浜公民館	丹波勝敏 たん ば かつ とし 敏
根岸公民館	江戸清 え だ きよし 清
白銀南公民館	小玉吉美 こ たま よし み 美
東公民館	鳴海秀彦 なる み ひで ひこ 彦
白山台公民館	中村政勝 なか むら まさ かつ 勝
南郷公民館	木村明美智 き むら あけみ ち 智

任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

議案第10号

八戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成29年 3月22日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市教育委員会教育長の職務の代行に係る規定の整理をするためのものである。

八戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会会議規則（昭和31年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

第2章中第22条を第21条とし、第23条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

第26条中「第21条」を「第20条」に改め、同条を第25条とする。

第3章中第27条を第26条とする。

第4章中第28条を第27条とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

八戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(開会等の宣告)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(議席の決定)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議の次第)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(議事の開始)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(動議)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言の許可)</p>	<p><u>第6条</u> 教育長及び教育長職務代行者に事故があるとき又は欠けたときは、<u>先任の委員</u> <u>(先任の委員が2人あるときは、これらの者のうち年長のもの)</u>が教育長の職務を代 <u>行する。</u></p> <p>(開会等の宣告)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(議席の決定)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議の次第)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(議事の開始)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(動議)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言の許可)</p>

改正後	改正前
<p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言の範囲)</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言の範囲)</p>
<p>第12条 (略)</p> <p>(発言の禁止)</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>(発言の禁止)</p>
<p>第13条 (略)</p> <p>(採決)</p>	<p>第14条 (略)</p> <p>(採決)</p>
<p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(採決の方法)</p>	<p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(採決の方法)</p>
<p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原案の修正)</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原案の修正)</p>
<p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(採決の結果の宣告)</p>	<p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(採決の結果の宣告)</p>
<p>第17条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>

改正後

改正前

(可決の認定)

第18条 (略)

(継続審議)

第19条 (略)

(秘密会)

第20条 (略)

2 (略)

(会議録)

第21条 (略)

(会議録の作成者)

第22条 (略)

2 (略)

(会議録の記載事項)

第23条 (略)

(会議録記載事項に関する異議)

第24条 (略)

(可決の認定)

第19条 (略)

(継続審議)

第20条 (略)

(秘密会)

第21条 (略)

2 (略)

(会議録)

第22条 (略)

(会議録の作成者)

第23条 (略)

2 (略)

(会議録の記載事項)

第24条 (略)

(会議録記載事項に関する異議)

第25条 (略)

改正後	改正前
<p>(会議録の公表)</p> <p><u>第25条</u> 教育長は、会議録(第20条の秘密会の会議録を除く。)を作成したときは、市ホームページへの掲載その他の方法により、これを公表しなければならない。</p> <p>(請願及び陳情)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p>	<p>(会議録の公表)</p> <p><u>第26条</u> 教育長は、会議録(第21条の秘密会の会議録を除く。)を作成したときは、市ホームページへの掲載その他の方法により、これを公表しなければならない。</p> <p>(請願及び陳情)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p>

議案第11号

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成29年 3 月22日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び西白山台小学校の新設に伴い、
規定の整理をするためのものである。

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会公印規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

八戸市教育委員会教育長 職務代行者印	八戸市教育委員会 教育長職務代行者
-----------------------	----------------------

を

「

八戸市教育委員会教育長 職務代理者印	八戸市教育委員会 教育長職務代理者
-----------------------	----------------------

に改め、八戸市立白山台小学校長印の項の次に

」

次のように加える。

八戸市立西白山台小学校 印	八戸市立 西白山台 小学校之 印	45	西白山台小 学校長	
八戸市立西白山台小学校 長印	八戸市立 西白山台 小学校長 之印	18	西白山台小 学校長	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
公印の種類	様式	寸法（方 ミリメートル）	管理者	摘要	公印の種類	様式	寸法（方 ミリメートル）	管理者	摘要
(略)					(略)				
八戸市教育委員会教育長印	八戸市教育委員会教育長	24	〃	印刷文書に刷りこむ場合は15ミリメートルとする。	八戸市教育委員会教育長印	八戸市教育委員会教育長	24	〃	印刷文書に刷りこむ場合は15ミリメートルとする。
八戸市教育委員会教育長職務代理者印	八戸市教育委員会教育長職務代理者	20	〃		八戸市教育委員会教育長職務代行者印	八戸市教育委員会教育長職務代行者	20	〃	
(略)					(略)				
八戸市立白山台小学校長印	八戸市立白山台小学校長之印	18	白山台小学校長		八戸市立白山台小学校長印	八戸市立白山台小学校長之印	18	白山台小学校長	
八戸市立西白山台小学校印	八戸市立西白山台小学校之印	45	西白山台小学校長		(略)				
八戸市立西白山台小学校長印	八戸市立西白山台小学校長之印	18	西白山台小学校長		(略)				
(略)					(略)				

議案第12号

八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定
する。

平成29年 3月22日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

学齡児童生徒就学指導委員会の名称を教育支援委員会に変更することに伴い、その他所要
の改正をするためのものである。

八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則

八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則（平成25年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八戸市教育支援委員会規則

第1条中「八戸市学齡児童生徒就学指導委員会」を「八戸市教育支援委員会」に改める。

第2条中「特別な教育的支援を要する疑いのある就学前児童」を「障がいのある又は特別な教育的支援を必要とする就学予定者」に、「学齡児童及び学齡生徒の適切な就学指導方法等について必要な事項を審議し」を「在学児童生徒等の適切な就学及び支援に関し必要な事項について審議をし」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>八戸市教育支援委員会規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、<u>八戸市教育支援委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>障がいのある又は特別な教育的支援を必要とする就学予定者</u>（当該審議に係る年度の翌年度の4月1日において小学校に入学する予定である者をいう。）、<u>在学児童生徒等の適切な就学及び支援に関し必要な事項について審議をし、その結果を答申する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>八戸市学齡児童生徒就学指導委員会規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、<u>八戸市学齡児童生徒就学指導委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>特別な教育的支援を要する疑いのある就学前児童</u>（当該審議に係る年度の翌年度の4月1日において小学校に入学する予定である者をいう。）、<u>学齡児童及び学齡生徒の適切な就学指導方法等について必要な事項を審議し、その結果を答申する。</u></p>

議案第13号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長に別紙の者を委嘱する。

平成29年 3 月22日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するための
ものである。

氏 名	ふるだて こうじ 古館 光治
-----	-------------------

任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

議案第14号

八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について
八戸市南郷歴史民俗資料館館長に別紙の者を委嘱する。

平成29年 3 月22日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市南郷歴史民俗資料館の館長を委嘱するためのものである。

氏 名	ほうしはま まさひろ 法師濱 雅宏
-----	----------------------

任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

